

2. 歴史文化基本構想に定めるべき内容と留意点

(1) 歴史文化基本構想に定めるべき内容

「歴史文化基本構想」の定める内容は、各市町村の状況等に応じて様々な内容が考えられるが、前述した「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」では、以下の事項について記載することが提言されている。

i. 関連文化財群

有形・無形、指定・未指定を問わず、地域に存在する様々な文化財を歴史的、地域的関連性等に基づいて、一定のまとまりとして設定するもの。つまり、特定のテーマやストーリーの下で関連性のある文化財を一体としてとらえ、魅力や価値を分かりやすく示すことにより、地域の歴史や文化を語る重要な資産として、総合的に保存・活用していくというもの。

「歴史文化基本構想」では、以下の事項を示すことが求められている。

- テーマやストーリーの内容
- テーマやストーリーの設定の考え方
- 主な構成要素となる文化財 等

ii. 歴史文化保存活用区域

「関連文化財群」や個々の文化財を核とし、それらと一体となって価値をなす周辺環境を含めて、文化的な空間を創出するための計画区域として設定するもの。つまり、文化財のみならず、それを核とした文化的な環境を保護するというもの。このためには、都市計画法や景観法などに基づく制度を活用するとともに、文化財と調和のとれた整備が図られることが重要である。

「歴史文化基本構想」では、以下の事項を示すことが求められている。

- 「歴史文化保存活用区域」の設定の考え方
- 区域内における保護や整備の考え方 等

iii. 文化財を保護するための体制整備の方針

文化財を周辺環境まで含めて保護していくためには、地域社会との連携協力が不可欠である。そのため、以下に示す事項についても記載することが望まれている。

- 地域住民や NPO 法人、企業など民間団体との連携協力の枠組み
- 地域の文化財を保護していくための人材育成方策
- 民俗文化財の伝承者や支持層の育成方策
- 文化財の保存のため必要となる原材料や用具の確保方策

「歴史文化基本構想」にはこうした内容を盛り込むとともに、総論として、地域の多様な文化財を保護するための基本的な方針を示すことが重要であるとされている。また、資料として、文化財の一覧表を添付することが望ましいとされている。

(2) 歴史文化基本構想の策定手続きや留意点

前述の内容とあわせて、「歴史文化基本構想」の策定の手続きや留意点として、以下の事項が挙げられている。

i. 文化財に関する調査の実施

各市町村において、「歴史文化基本構想」を策定するためには、まず、文化財に関する調査を行い、地域における文化財の存在とその価値を確認することが求められる。その際は、できるだけすべての文化財類型に関する調査を実施し、各地域に受け継がれた歴史を検証することが望まれている。また、自然的環境を含め、文化財を成り立たせている様々な背景もとらえることが必要である。

ii. 策定委員会等の設置

「歴史文化基本構想」は、「地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存活用していくための基本構想」であるため、その策定に当たっては、教育委員会など文化財保護部局とまちづくり担当部局などの関連する部局が連携していくことが必要である。また、「歴史文化基本構想」を効果的に実行していくためには、地域社会の協力も不可欠である。さらに、文化財やまちづくり等に関する専門的な知見も必要となる。

このため、「歴史文化基本構想」を策定する際は、市町村の関係部局や地域住民、民間団体、有識者、関係機関（都道府県教育委員会等）などで構成する策定委員会等を組織することが有効と考えられる。

iii. 地域住民等の積極的な参加

「歴史文化基本構想」は、その性質上、地域社会と密接な関連性を有することとなる。また、文化財を保護していくためには、地域住民やNPO法人、企業など民間団体の協力も重要である。

このため、「歴史文化基本構想」に関する地域のコンセンサスを得るため、公聴会や説明会の実施、ホームページの活用等により情報公開や意見聴取を行い、積極的に策定に関わりをもつことができる機会をもつ必要がある。

iv. 他の計画等との整合性

「歴史文化基本構想」は、市町村が定める「その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」（地方自治法第2条第4項）や「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（市町村マスタープラン）（都市計画法第18条の2第1項）、景観行政団体が定める景観計画（景観法第8条第1項）など各種の計画等との整合性が図られている必要がある。このためにも、教育委員会など文化財保護部局とまちづくり担当部局など関連する部局が連携して策定することが重要となる。

v. 定期的な評価と見直し

「歴史文化基本構想」は、その性質上、ある程度の期間を見通したものになると考えられる。一方、構想に基づいて文化財の保護が着実に図られ、当初の計画が達成されたり、文化財が新たに見いだされたり、地域の状況が変化したりして、構想を改定する必要性が生じることが予想される。

こうしたことから、「歴史文化基本構想」については定期的に達成度を評価し、必要に応じて見直しを図っていくことが必要である。

vi. 保存活用（管理）計画の策定

「歴史文化基本構想」は「地域の文化財をその周辺環境も含め総合的に保存活用していくための基本構想」であるため、実際に文化財の保存・活用を行っていくためには、個別の詳細な保存活用（管理）計画を策定することが望まれる。

「歴史文化基本構想」に基づく「保存活用（管理）計画」としては、例えば、「関連文化財群」や「歴史文化保存活用区域」毎に、保存・管理の方針や整備・活用の方針、体制整備の方針、具体的な事業計画などを記載することが考えられる。